

教 部 第 148 号
令和7年(2025年)11月26日

札幌市を除く各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課長 山 内 尚 史

北海道部活動の地域展開に関する推進計画（素案）について（通知）

道教委では、本年8月に、「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）の骨子を作成し、令和7年（2025年）8月29日付け教部第92号で通知したところですが、このたび、推進計画（素案）を別添のとおり作成し、北海道議会へ報告しましたので、お知らせします。

つきましては、市町村長や関係する首長部局にも共有いただき、必要に応じて別添説明要旨を御活用いただくようお願いいたします。

部活動改革推進係
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
電話：011-206-6067（直通）

北海道部活動の地域展開に関する推進計画（素案）の概要

はじめに

- 急激な少子化により、中学生世代の人口が更に減少し、部活動の運営がますます困難
- 国の方針や市町村の状況を踏まえ、現行の推進計画を名称変更の上、改定
- 道内の全ての市町村が地域展開に取り組んでいくことができるよう、本計画を推進

第1章 道内の現状及び成果と課題

1 現状

- 部活動は、教育的意義がある一方、中学生世代の人口が更に減少し、維持は一層困難
- 教員の働き方改革や専門性の観点からも、生徒のニーズに応じた活動の保障が困難

2 成果と課題（一部抜粋）

項目	成果	課題
運営団体・実施主体の整備	・市町村の約3割が運営団体等を決定、約6割が協議会等で検討	・受け皿団体が地域にない ・小規模市町村単独では整備が困難
指導者の確保	・市町村の約5割が指導者確保（一部の種目等を含む）、約3割が独自の人材バンクを整備	・人口減少や高齢化により、指導者の確保が困難
大会・コンクール等の見直し	・参加資格を学校単位限定とする大会等の主催者に対し、地域クラブの参加承認を要請	・一部の競技で部活動の有無や部員数により参加が認められず、地域クラブ活動の参加に支障
費用負担の軽減	・財源の確保等について、市町村に助言 ・民間企業等から寄附等を受けられる体制構築	・新たな財源の有効活用 ・経済的に困窮する世帯への支援

第2章 計画の改定について

1 国の動向

- R6.8～R7.5 有識者会議 最終とりまとめ(R7.5)を公表
- R7.冬 ガイドライン改訂 前期3年間(R8～R10年度)・後期3年間(R11～R13年度)を「改革実行期間」と設定

2 名称変更

- 「地域移行」から「地域展開」に名称変更

部活動をより広く地域に開き、地域全体で支えることにより、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動に転換していくという考え方をよりの確に表す。

変更のねらい > 発展性や新たな価値をイメージできること

〔新たな価値の例〕

- ◆ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験
- ◆ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながりの創出
- ◆ 地域クラブの指導者による一貫的な指導 など

3 改定の趣旨・計画の位置付け

- 国のガイドラインの部活動改革の理念や基本的な考え方を踏まえ、令和8年度以降の部活動の地域展開を推進するための方向性を示す。

4 部活動改革の理念

- 急激な少子化が進む中、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会を保障
- 子どもたちが等しく多様な学びと体験に触れられ、心の居場所ともなる環境を整備することが何よりも重要

5 目標

- 上記の改革の理念の実現に向け、地域展開の着実な推進を目指す。
 - 原則、計画期間内(R8～R13年度)に休日の全ての部活動において地域展開
 - 現時点で休日の地域展開等が進んでいない場合は、前期3年間(R8～R10年度)の間に着手

6 計画期間

- 令和8年度から令和10年度までの前期3年間及び令和11年度から令和13年度までの後期3年間の計6年間

7 推進体制

- サポートチームが市町村の取組状況や課題等を把握した上で、地域の実情に応じた提案や助言を行い、本計画に基づく施策を推進
- 本計画の進捗状況は、「部活動・地域クラブ活動関係者会議」に報告の上、計画の効果的推進に努める。
- 前期における取組等の中間評価を行い、課題への対応策の検証等を行った上で、後期において平日の部活動改革を含む取組を検討

第3章 道教委の取組

	項目	<input type="checkbox"/> 施策の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 主な取組 (一部抜粋)
1	地域クラブ活動を担う運営団体等の体制整備等	<input type="checkbox"/> 本道の特性を踏まえ、地域の実情に応じた提案や助言を行い、積極的に伴走支援 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 国の支援策の積極的な活用を促すとともに、国に必要な財政措置を要望 <input checked="" type="checkbox"/> サポートチームによる提案・助言や複数の市町村の調整の場を主体的に設置 <input checked="" type="checkbox"/> 賠償制度・保険の取扱い等に係る国の資料を周知し、活用を促進 <input checked="" type="checkbox"/> 寄附等の活用など、多様な財源の確保について提案・助言
2	指導者等の質の保障・量の確保	<input type="checkbox"/> 研修等による指導の質の保障 <input type="checkbox"/> サポーターバンクの一層の充実や教職員の兼職兼業の適切な実施 <input type="checkbox"/> 本道の特性を踏まえ、ICTの効果的活用を促進 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 指導者や活動をサポートする人材等を対象とした研修会の開催 <input checked="" type="checkbox"/> 地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体や大学等と連携して人材を募集し、サポーターバンクに登録して市町村等に紹介するとともに民間企業等の従業員等を指導者として確保
3	活動場所の確保	<input type="checkbox"/> 学校施設の優先活用が極めて重要 <input type="checkbox"/> 多様な活動の広がりに対応するため、施設の利活用を促進 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 地域クラブの優先利用等の事例やICT活用による管理運営の効率化等の事例を周知 <input checked="" type="checkbox"/> スポーツ・文化施設等の利活用の呼びかけや道立施設の活用促進
4	大会等の運営の在り方	<input type="checkbox"/> 主催者に対し、地域クラブの参加や大会等の在り方の見直しについて要請 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 中体連の大会見直しに伴い代替大会を開催する競技団体に対し、地域クラブの参加を認めるよう要請 <input checked="" type="checkbox"/> スポーツ・文化芸術団体や中体連等の関係団体による協議の場を設置 <input checked="" type="checkbox"/> 競技性にとらわれない大会など、大会等の在り方の見直しについて要請
5	生徒・保護者等の関係者の理解促進	<input type="checkbox"/> 部活動改革の理念等を丁寧に周知し、地域や社会全体の機運を醸成 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 生徒・保護者、地域住民等の理解促進のため、ホームページやSNSにより広報 <input checked="" type="checkbox"/> 説明会やシンポジウム等の開催
6	生徒の安全確保のための体制整備	<input type="checkbox"/> 事故やいじめの防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動できる環境を構築 <input type="checkbox"/> 事故等が発生した場合の責任の所在の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 事故等やいじめ防止等のための指導者向けの研修を実施 <input checked="" type="checkbox"/> 地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等を作成 <input checked="" type="checkbox"/> 運営団体等や個人の賠償責任保険の加入を促進
7	市町村の規模や進度を踏まえた取組の推進	<input type="checkbox"/> 小規模な市町村では指導人材や財源の確保が特に深刻な課題であり、一方、都市部の地域等では、部活動改革の必要性等の認識が低く、地域展開が進んでいない場合もあり <input type="checkbox"/> 規模に応じた各地域の実情や地域展開の進度を把握の上、必要な支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 「管内地域展開推進協議会」を開催し各市町村の課題等を個別に把握の上、提案・助言 <input checked="" type="checkbox"/> サポートチームが調整の場を主体的に設置し小規模な市町村を支援するほか、地域連携を実施している都市部の地域に対し、地域展開を進めるため、その効果等について普及・啓発 <input checked="" type="checkbox"/> 大学等と連携し、サポーターバンクへの登録者の増加に向けた取組を推進
8	障がいのある生徒の活動機会の確保	<input type="checkbox"/> 障がいのある生徒の参加を想定して、1～7の取組を進めることが大切 <input type="checkbox"/> 障がいのある生徒が安心して活動に参加できる安全で多様な活動の展開が大切 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 障がいの特性に応じた配慮や工夫を行い、新たな活動機会の提供に向けた取組 <input checked="" type="checkbox"/> 障がいのある人への指導のツール等を活用し、指導者の資質・能力を向上

第4章 市町村の取組

	項目	□ 施策の方向性 ■ 主な取組 (一部抜粋)
1	地域クラブ活動を担う運営団体等の体制整備等	<ul style="list-style-type: none"> □ 関係団体等と適切に役割分担し、運営団体等の構築が重要 □ 今後は、協議会等を形骸化せず、実質的な協議を行う場として運営するとともに、ロードマップを作成し、地域との合意形成を図った上での取組が重要 □ 運営団体等は、地域全体で生徒の望ましい成長を保障していくため、学校との連携が重要 <ul style="list-style-type: none"> ■ 生徒のニーズを把握し、地域展開する活動内容等の検討 ■ 単独では地域全体の運営が困難な場合は、複数の運営団体等が連携も有効 ■ 国が示した要件に基づき、「認定地域クラブ活動」の認定制度の整備
2	指導者等の質の保障・量の確保	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の多様な人材の発掘、活用が重要であり、専門的な人材だけでなく、サポート人材を募集し、地域全体での活動の支援が重要 □ 教職員を活用する場合は、兼職兼業が強制にならないよう適切な実施が必要 □ 地理的要因や指導者不足といった地域事情への対応として、ICTの効果的活用が有効 <ul style="list-style-type: none"> ■ サポート人材等の幅広い人材から協力を得るとともに、多様な人材の資質・能力の向上を図るため、研修を実施 ■ 道教委のサポーターバンクや日本スポーツ協会のマッチングサイトの活用 ■ 指導者任用の際には、生徒を性犯罪から守る措置等の実施
3	活動場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> □ 学校施設の優先活用が極めて重要、効率的な管理運営が大切 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブの優先利用や使用料の減免等に関する規程を整備 ■ ICTの活用による管理運営の効率化
4	活動場所への移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> □ 複数の地域が一体となって実施する場合等には、生徒の移動手段の確保が必要 □ 多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保と一体的に検討が必要 <ul style="list-style-type: none"> ■ マイクロバスなど既存の送迎車両の有効活用 ■ 関係部局、公共交通事業者、民間企業等が連携・協働し、多角的な検討
5	大会等の運営の在り方	<ul style="list-style-type: none"> □ 主催者に対し、地域クラブの参加や大会等の在り方の見直しについて要請が重要 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブの参加に支障が生じている場合は、参加できるよう要請 ■ 競技性にとらわれない大会など、大会等の在り方の見直しについて要請
6	生徒・保護者等の関係者の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> □ 部活動を取り巻く現状・課題等について理解を得ることが重要 □ 地域クラブ活動の実施状況等のきめ細やかな情報提供が重要 <ul style="list-style-type: none"> ■ 生徒・保護者、地域住民等の理解促進のため、ホームページやSNSによる周知 ■ 通信アプリ等による情報発信など学校と連携した情報提供
7	生徒の安全確保のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> □ 事故やいじめの防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動できる環境を構築 □ 事故等が発生した場合の責任の所在の明確化が重要 <ul style="list-style-type: none"> ■ 事故やいじめ防止等のための指導者向けの研修の実施 ■ 運営団体等や個人の賠償責任保険等の加入を促進
8	障がいのある生徒の活動機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> □ 障がいのある生徒の活動の参加を想定して、1～7の取組を進めることが大切 □ 障がいのある生徒が安心して活動に参加できる安全で多様な活動の展開が大切 <ul style="list-style-type: none"> ■ 指導者の育成や生徒のニーズに合わせた活動機会の提供など、環境の整備 ■ 障がいのある人への指導のツール等を活用した研修を実施し、資質・能力を向上
9	費用負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> □ 受益者負担と公的負担のバランスなど費用負担の在り方を検討するとともに、新たな財源の確保等が重要 □ 国の水準に基づき、経済的に困窮する世帯への支援措置の検討が必要 <ul style="list-style-type: none"> ■ 使用料減免等の規程の整備や生徒の移動手段の確保など支援 ■ 会費による費用分担の意識醸成が必要である一方、困窮世帯への支援の検討 ■ 民間企業等との連携による支援体制の整備や企業版ふるさと納税など寄附の活用による新たな財源の確保

◇ 中山間地域や離島が多く、広域分散型の道内においては、特殊な事情により困難な場合も想定され、国・道のきめ細やかなサポートでもなお困難な場合は、将来的な方向性や計画等の検討を進めながら、合同部活動等の地域連携により、生徒の活動環境の確保も考える。

北海道部活動の地域展開に関する推進計画

【素案】



北海道教育委員会
HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

目 次

はじめに	1
第1章 道内の現状及び成果と課題	2
1 現状	2
2 成果と課題	3
(1) 運営団体・実施主体の整備	3
(2) 指導者の確保	3
(3) スポーツ・文化施設の確保	4
(4) 大会・コンクール等の見直し	5
(5) 部活動の位置付けについての理解の促進	5
(6) 費用負担の軽減	5
(7) 取組の促進	6
第2章 計画の改定について	7
1 国の動向	7
2 名称変更	7
3 改定の趣旨・計画の位置付け	8
4 部活動改革の理念	9
5 目標	9
6 計画期間	9
7 推進体制	9
第3章 道教委の取組	11
1 地域クラブ活動を担う運営団体等の体制整備等	11
2 指導者等の質の保障・量の確保	12
3 活動場所の確保	13
4 大会等の運営の在り方	14
5 生徒・保護者等の関係者の理解促進	15
6 生徒の安全確保のための体制整備	16
7 市町村の規模や進度を踏まえた取組の推進	17
8 障がいのある生徒の活動機会の確保	18
第4章 市町村の取組	20
1 地域クラブ活動を担う運営団体等の体制整備等	20
2 指導者等の質の保障・量の確保	23
3 活動場所の確保	25
4 活動場所への移動手手段の確保	26
5 大会等の運営の在り方	27
6 生徒・保護者等の関係者の理解促進	28
7 生徒の安全確保のための体制整備	29
8 障がいのある生徒の活動機会の確保	30
9 費用負担の軽減	31

はじめに

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）は、国が「改革推進期間」と位置付けている令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間を計画期間とし、道内において部活動の地域移行の取組が円滑に進むよう、令和5年（2023年）3月、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」（以下「現計画」という。）を策定しました。

本道においては、この間、国の実証事業等を通じて、部活動改革への取組が着実に進んできている一方、改革方針の検討や課題解決等に時間を要し、取組が進んでいない地域もあります。

こうした中、道内では全国を超えるペースで進む急激な少子化により、中学生世代の人口は更に減少し、学校単位で部活動を運営することはますます厳しくなっており、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、学校単位で行われてきた活動を地域全体で関係者が連携して支援する必要があります。

国は、部活動改革を更に加速させていくため、令和〇年（202〇年）〇月、「〇〇〇〇ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を改訂しました。

こうした国の方針や道内の市町村の状況を踏まえ、道教委においては、現計画を見直し、部活動改革の理念をよりの確に表すため、「地域移行」から「地域展開」に名称を変更した上で「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」（以下「本計画」という。）として改定するものです。

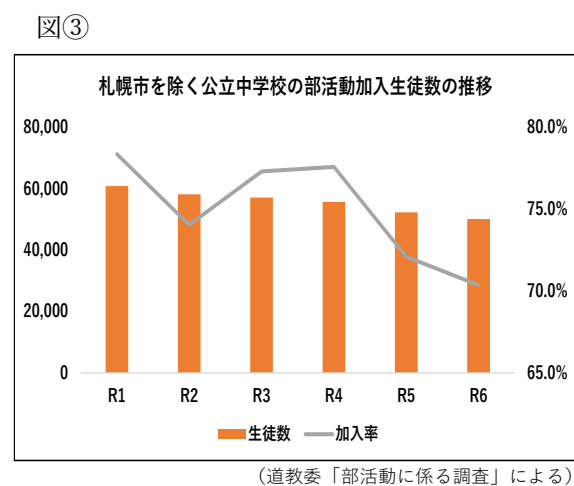
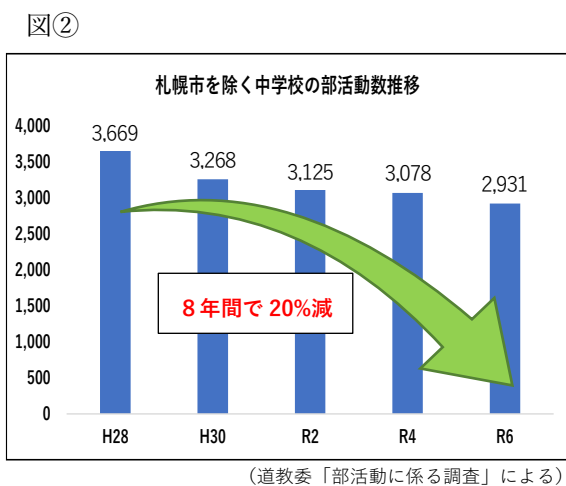
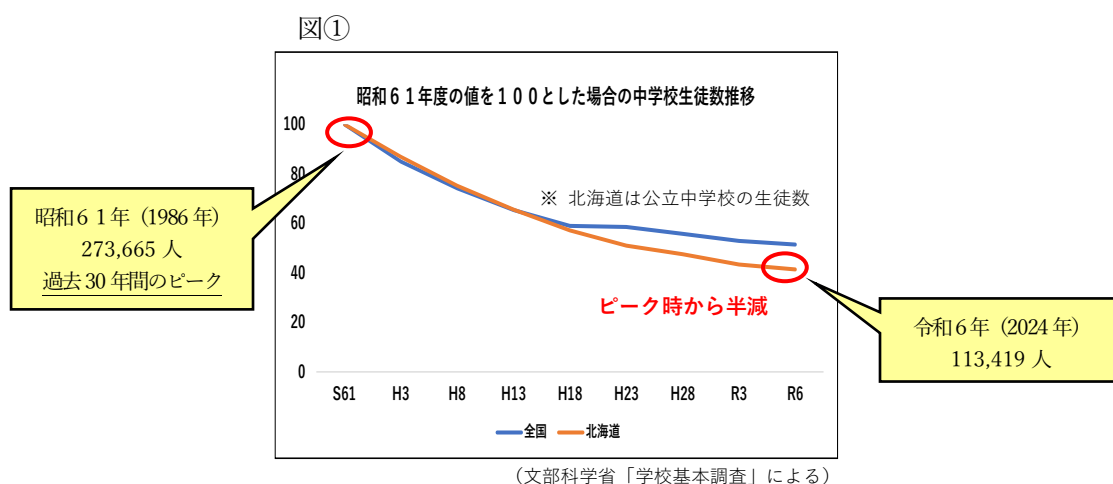
道教委では、道内の子どもたちが等しく多様な学びと体験に触れることができるよう地域展開を推進し、心の居場所ともなる環境を整備していくことが重要と考えており、各市町村と密接に連携しながら伴走支援に努め、道内の全ての市町村が地域展開に取り組んでいくことができるよう、本計画の推進に一丸となって取り組んでまいります。

第1章 道内の現状及び成果と課題

1 現状

部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保するとともに、生徒の責任感、連帯感を涵養し、自主性の育成、また、人間関係の構築や自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義がありますが、一方で少子化の進展により、中学生世代の人口は更に減少し、部活動の維持は一層困難なものとなっています（図①②③）。

また、これまで長年にわたり、部活動は教員が指導を担うことを前提として運営されてきましたが、教員の働き方改革や専門性の観点からも、その体制は限界を迎えており、学校教育としての活動だけでは、生徒のニーズに応じた活動を保障することが困難となってきています。



2 成果と課題

現計画の推進に当たり、道教委では、各地域において部活動の地域移行が円滑に進められるよう、庁内関係課や教育局が連携して施策を推進するため、「部活動改革推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置するとともに、管内市町村への支援等を行うため、各教育局に「部活動改革推進地方本部（部活動の地域移行に係る市町村サポートチーム）」（以下「サポートチーム」という。）を設置し、地域移行に関する取組を重点的に行ってきました。

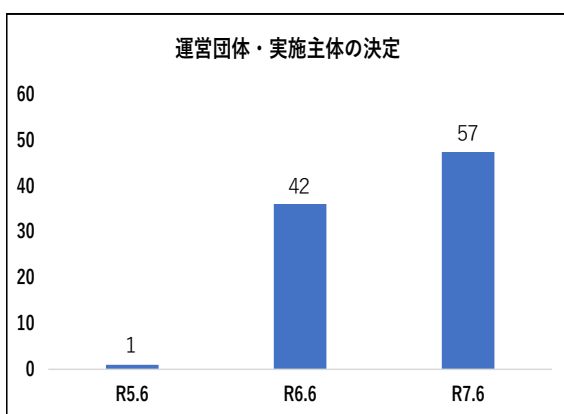
主な取組の成果と課題は次のとおりです。

(1) 運営団体・実施主体の整備

道教委では、運営団体・実施主体（以下「運営団体等」という。）の整備充実について、国の実証事業等で得た取組事例や先進地域の事例提供、サポートチームによる各種会議等の場での助言などの取組を行ってきました。

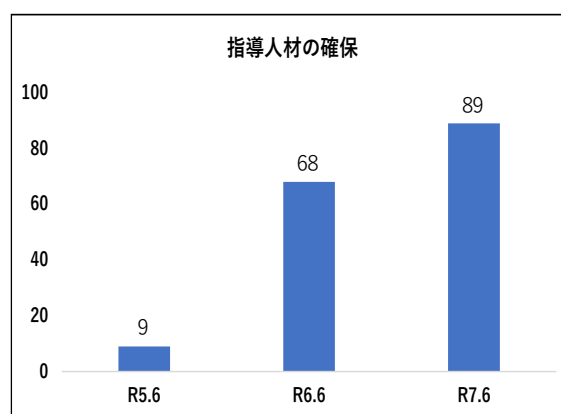
現状において、約3割の市町村が運営団体等を決定し、約6割の市町村が運営団体等について協議会等で検討を進めている一方、受け皿となる総合型地域スポーツクラブや少年団、地域の文化芸術団体等が地域にないことや、小規模な市町村単独では運営団体等の整備が困難であることが課題となっています（図④）。

図④



（道教委「部活動の地域移行に係る市町村の取組状況調査」による）

図⑤



（道教委「部活動の地域移行に係る市町村の取組状況調査」による）

(2) 指導者の確保

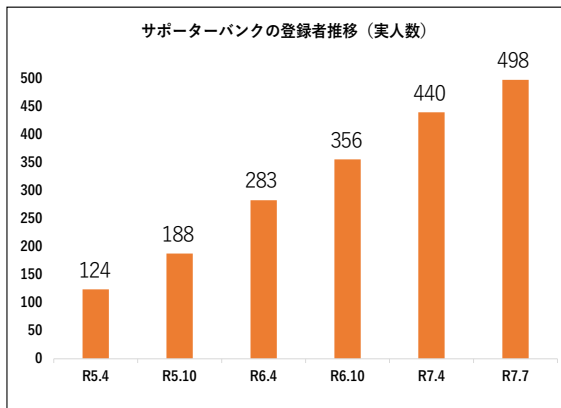
道教委では、地域クラブ活動等の指導者募集のため、「ほっかいどう部活

動・地域クラブ活動サポーターバンク」(以下「サポーターバンク」という。)を整備し、登録いただいた人材を市町村等に情報提供してきました。

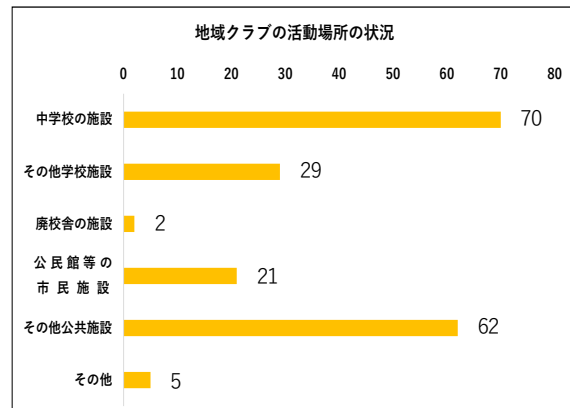
現状において、約5割の市町村が指導者(一部の種目・競技の場合も含む)を確保しているほか、約3割の市町村が独自で人材バンクを整備するなどして指導者確保の取組を行っているものの、人口減少や高齢化により、指導者を確保することが困難であることが課題となっています(図⑤)。

また、サポーターバンクの登録者数は増加傾向にあります(図⑥)、都市部と地方部で登録者数に差が見られることや、登録者が市町村や地域クラブが求める人材にマッチしないなどの課題もあります。

図⑥



図⑦



(道教委「部活動の地域移行に係る市町村の取組状況調査」による)

(3) スポーツ・文化施設の確保

地域クラブ活動の活動場所としては、地域の小・中学校のほか、公共のスポーツ・文化施設や廃校施設等の活用が考えられます(図⑦)。

道教委では、道立学校の廃校舎の情報をホームページに掲載し、使用可能な道立施設の活用について周知を図ってきたほか、廃校となった旧道立高等学校のグラウンドを活用した地域クラブ活動の活動場所に関する実証研究を実施しました。

活動場所の確保に当たっては、子どもたちが安全に活動を行うための環境整備のほか、活動場所が近隣の施設ではない場合等については、生徒の移動手段の確保が課題となっています。

(4) 大会・コンクール等の見直し

道教委では、参加資格が学校単位に限定されている大会・コンクール等(以下「大会等」という。)について、これまで、大会等の主催者に対し、地域クラブ活動の参加を認めるよう要請してきました。

現在、北海道中学校体育連盟や北海道吹奏楽連盟が主催する大会など、一部の大会等については、地域クラブ活動の参加が認められていますが、一部の競技において、部活動の有無や部員の人数により参加が認められない規定もあり、地域クラブ活動の参加に支障が生じています。

生徒の参加機会を確保し、持続的に大会等に参加できるよう、主催者に対し、引き続き規定等の見直しを働きかけるとともに、生徒や教員の過度な負担とならないよう、大会等の運営体制を適切なものとするよう要請していく必要があります。

(5) 部活動の位置付けについての理解の促進

道教委では、部活動の位置付けについて、教員や生徒、保護者等の理解を促進するため、これまで、「北海道の部活動の在り方に関する方針」等をホームページに掲載し、広報誌やリーフレットを作成して配付するほか、フォーラムを開催するなどして、周知を図ってきました。

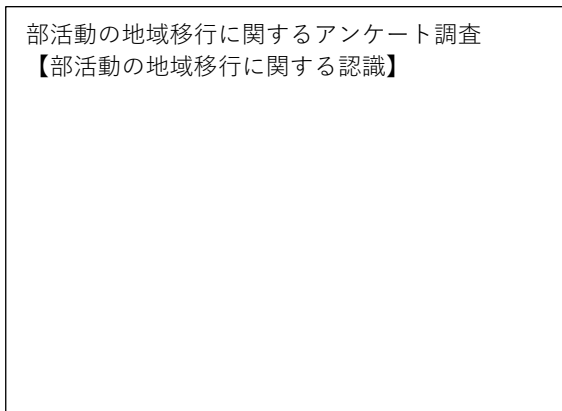
しかし、部活動の地域移行について、合意形成が難しく、取組が思うように進まない地域があることから、部活動を取り巻く現状・課題や部活動改革の理念等について、○○○○○○○○○【※ 部活動の地域移行に関するアンケート調査の結果を踏まえ、記載】(図⑧)。

(6) 費用負担の軽減

道教委では、これまで、市町村に対し、財源の確保等について、必要に応じて助言を行うほか、民間企業等から寄附や人的支援等を受けられる体制の構築を進め、企業の協力により、地域クラブに対し、自動販売機の売り上げの一部を寄附する取組を行いました。

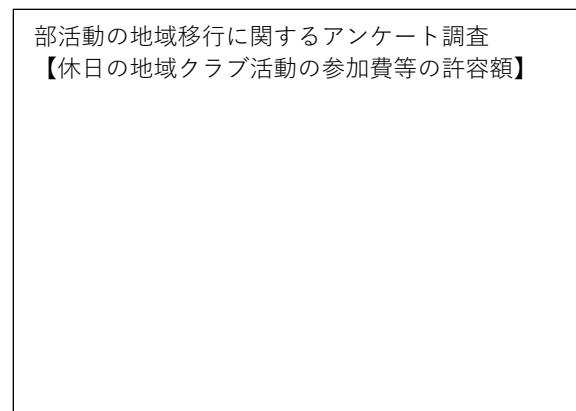
今後も、国が示す公費負担と受益者負担のバランスを考慮した費用負担の在り方を周知するとともに、○○○○○○○○○【※ 部活動の地域移行に関するアンケート調査の結果を踏まえ、記載】(図⑨)。

図⑧



(道教委「部活動の地域移行に関するアンケート調査」による)

図⑨



(道教委「部活動の地域移行に関するアンケート調査」による)

(7) 取組の促進

道教委では、年2回の調査により取組状況を定期的に把握するほか、市町村における地域移行の取組を支援することを目的として、国の事業を活用し、地域スポーツの実践経験者や大学教授等を市町村にアドバイザーとして派遣するなど、課題解決に向けた助言を行ってまいりました。

また、部活動の地域移行に向けた取組に係るリーフレットを作成し、随時ホームページ等で公開するなど、広報・啓発を行ってまいりました。

今後も、本計画の取組を推進するため、サポートチームにおいて市町村の取組状況や課題等をきめ細かく把握し、必要に応じて提案や助言を行うなどして、取組を促進していく必要があります。

第2章 計画の改定について

1 国の動向

部活動の地域移行について、令和4年（2022年）12月に、国ではガイドラインを策定し、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差の解消を目指すものという考えを示すとともに、休日における部活動の地域クラブ活動への移行や、直ちに移行することが困難な場合には、合同部活動や部活動指導員・外部指導者の配置等の部活動の地域連携（以下「地域連携」という。）を実施することにより、生徒の活動環境を確保するといった取組について、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間で「改革推進期間」と位置付けて、支援することとしました。

その後、国では改革推進期間終了後の令和8年度（2026年度）以降における部活動改革の方向性等をとりまとめるため、令和6年（2024年）8月以降、国の有識者会議において議論を重ね、令和7年（2025年）5月16日に同会議の最終とりまとめを公表したところです。

国はこの最終とりまとめを踏まえ、令和7年（2025年）〇月にガイドラインを改訂し、部活動改革の主たる目的として「急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していく」ことを改めて示すとともに、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表す観点から、「地域移行」から「地域展開」という名称に変更しました。

また、次期改革期間を「改革実行期間」として、前期3年間（令和8～10年度）、後期3年間（令和11～13年度）と設定し、休日については、改革実行期間内に、原則として、全ての部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すこととしました。

2 名称変更

従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた部活動を、より広く

地域に開き、地域全体で支えていくということや、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動に転換していくという考え方をよりの確に表すことができるよう、「地域移行」から「地域展開」に名称を変更します。

また、発展性や新たな価値をイメージできることを名称変更のねらいとしており、「新たな価値」の例としては次のようなものが期待されます。

〔新たな価値の例〕

- 生徒のニーズに応じた多種多様な体験
- 生徒の個性・得意分野等の尊重
- 学校等の垣根を越えた仲間とのつながりの創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流（地域住民の参画意識の醸成）
- 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- 学校段階にとらわれない継続的な活動及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 など

3 改定の趣旨・計画の位置付け

本計画は、現計画の計画期間が令和7年度（2025年度）で終了することから、国の有識者会議における議論や、国のガイドラインにおける部活動改革の理念や基本的な考え方を踏まえ改定するものであり、本道における令和8年度以降の部活動の地域展開を推進するための方向性を示すものです。

本計画は公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）を対象としていますが、公立高等学校等（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）については、義務教育を修了し進路選択した生徒が自らの意思で部活動への参加を選択している実態にあることや、多様な教育活動が行われる中でスポーツや文化芸術に特色を有する学校が存在するといった面で、中学校等とは異なる状況にあることを踏まえた上で、スポーツや文化芸術を通じた生徒の心身の健全育成の観点から、地域や学校等の実情に応じた部活動の改善に取り組むことが大切です。

また、学校種にかかわらず、障がいのある生徒についても安心して活動に参加することを想定して取組を進めることが大切です。

4 部活動改革の理念

本道では、次の理念に基づき部活動の地域展開を推進します。

- 急激な少子化が進む中、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること。
- これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会を保障すること。
- 子どもたちが等しく多様な学びと体験に触れられ、心の居場所ともなる環境を整備することが何よりも重要であること。

5 目標

上記の改革の理念の実現に向け、地域展開の着実な推進を目指し、市町村が計画的に取組を進めることができるよう、次の目標を定めました。

原則として、休日については、計画期間内において、全ての部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指します。

また、現時点で、休日の地域展開や地域連携（以下「地域展開等」という。）が進んでいない市町村においては、計画期間内での実現に向け、前期3年間の間に地域展開等に着手し、できるところから取組を進めます。

なお、平日については、地域の実情に応じて取組を進めることとし、今後、国における実現可能な活動の在り方等の検証や中間評価等を参考としながら、後期3年間の取組を検討します。

6 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの前期3年間及び令和11年度（2029年度）から令和13年度（2031年度）までの後期3年間の計6年間の計画期間とします。

7 推進体制

道教委は、推進本部及びサポートチームを設置し、市町村の取組状況や課題

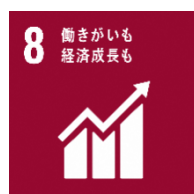
等を把握した上で、地域の実情に応じた提案や助言を行うとともに、複数の市町村による広域連携の取組に主体的に参画するなど、関係部署が横断的に連携しながら、本計画に基づく施策を推進することとし、市町村においては、国のガイドライン及び本計画を参考とし、市町村の推進計画等を策定するなどして、取組を進めます。

さらに、道教委や市町村における本計画の進捗状況については、毎年度、推進本部及び有識者や学校関係者、競技団体、保護者等の代表者で構成する「部活動・地域クラブ活動関係者会議」に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

なお、前期における取組等の中間評価を行い、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、後期において平日の部活動改革を含む取組を検討することとし、本計画については、必要に応じて適宜見直しを行います。

また、北海道が策定する北海道スポーツ推進計画、北海道文化振興指針等に基づき、実施する各種施策と連携して取り組むとともに、SDGsのうち、主に以下の目標達成に資することを踏まえ、SDGsの理念との整合に留意して、施策を推進します。

- すべての人に健康と福祉を (目標3)
- 質の高い教育をみんなに (目標4)
- 働きがいも経済成長も (目標8)
- 住み続けられるまちづくりを (目標11)
- パートナリシップで目標を達成しよう (目標17)



計画期間終了後において、部活動の地域展開に向けた環境整備に係る状況を評価・分析し、国の動向を踏まえながら継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に向けて取り組みます。

第3章 道教委の取組

地域展開に向けた主な課題と解決に向けた道教委の取組について、1から8まで示します。

1 地域クラブ活動を担う運営団体等の体制整備等

施策の方向性

- 地域展開の取組を進めていくためには、地域クラブ活動の運営団体等の整備充実を進める必要があります。
- 広域分散型で小規模市町村が多いといった本道の特性を踏まえ、地域の実情に応じた提案や助言を行い、積極的な伴走支援に努めます。

主な取組

○ 市町村や運営団体等への支援

- 市町村に対し、国の支援策の積極的な活用を促し、先進事例を提供するとともに、地域展開の円滑な実施と持続的な運営のため、国に対し、必要な財政措置を講じるよう要望していきます。
- 市町村に対し、運営団体等の整備についてサポートチームが主体的に提案や助言を行うとともに、単独では地域展開が難しい小規模な市町村を支援するため、複数の市町村が合同で運営団体等となる団体等を整備する調整の場を設置します。
- 市町村に対し、地域クラブ活動の創設・運営の手順や留意事項等をまとめた「総合型クラブ創設ガイドハンドブック」（令和7年（2025年）3月公益財団法人日本スポーツ協会発行）を周知します。
- 地域クラブ活動の場面に応じた法的な責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて整理した国の資料を市町村及び運営団体等に周知し、活用を促進します。
- 団体を運営する際の法的責任等の原則である「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」や公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（部活動の地域展開タイプ）

を市町村及び運営団体等に周知し、活用を促進します。

- 企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用など、多様な財源の確保について市町村及び運営団体等に提案や助言を行うとともに、先進事例を周知します。

2 指導者等の質の保障・量の確保

施策の方向性

- 指導者の専門性や資質等の向上を図る研修等により、指導の質を保障する必要があります。
- 本道では、指導者の確保を課題とする地域が多いことから、各種団体や大学等と連携し、サポーターバンクの一層の充実を図ります。
- 民間企業等の協力を得て指導者を確保する取組を進めるとともに、指導を希望する教職員の兼職兼業が適切な実施となるよう、規程等の周知に努めます。
- 広域分散型である本道の特性を踏まえ、ICTの効果的な活用を促進します。

主な取組

○ 指導者の質の保障・人材育成

- 適切な資質・能力の保障に当たり、指導者の専門性や資質等の向上を図るため、地域クラブ活動の指導者や指導補助や見守りなど活動をサポートする人材（以下「サポート人材」という。）等を対象として、次のようなテーマを踏まえた研修会を開催します。

<研修会のテーマ>

- 実技指導や生徒指導の在り方
- 事故発生時の対応、参加者の安全確保や見守り
- 子どもたちの特徴等を踏まえた指導の在り方や保護者との関わり
- 外傷・障害・事故の防止や性暴力を含む暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 等

- 平日の部活動と休日の地域クラブ活動で一貫した指導が行われるよう、指導者間の連携体制を構築するため、地域クラブと学校が活動方針等を共有し、指導者間の定期的な情報共有や合同研修会等を実施するよう、市町村に先進事例を周知します。
- 地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等を作成します。

○ 指導者の量の確保

- 公益財団法人北海道スポーツ協会などの各種団体や大学等と連携を一層推進しながら専門的な指導を行う人材を募集し、サポーターバンクに登録した人材を市町村等に紹介します。
- 専門的な指導を行う人材だけでなく、サポート人材を募集するなど、幅広い人材に協力を得られるよう、周知啓発を行います。
- 民間企業等の協力を得て従業員等を指導者として確保する取組を進めます。
- 指導を希望する教職員の営利企業への従事等の制限の許可を含む兼職兼業（以下「兼職兼業」という。）が事実上の強制とならないよう、兼職兼業の適切な実施について、市町村に規程等を周知します。

○ ICTの活用による人材確保

- デジタル技術を活用した遠隔指導や、デジタル動画を活用した自主学習など、人材不足に悩む地域を支援するICTの効果的な活用の事例を市町村や運営団体等に周知します。

3 活動場所の確保

施策の方向性

- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設を優先して活用できるようにしていくことが極めて重要です。
- 地域クラブ活動の増加に伴い、多様な活動が地域クラブ活動として広がっていく状況に対応するため、施設の利活用の促進を図ります。
- 活動場所の管理運営の効率化に資する先進事例の周知に努めます。

主な取組

○ 活動場所等の確保

- 生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障がない限り、学校施設を地域クラブ活動において優先して活用できるよう、市町村から認定を受けた地域クラブ活動の優先利用や、使用料の減免等や学校備品等の活用に関する規程の整備等に係る先進事例を市町村に周知します。
- スポーツ・文化施設や社会教育施設、地域の団体や民間事業者等が有する施設の利活用を呼びかけるとともに、使用可能な道立施設について活用の促進を図ります。

○ 活動場所の管理運営の効率化

- ICTの活用による予約システムと連動したスマートロックの導入など、学校施設をはじめとした活動場所の管理運営の効率化に資する先進事例を市町村及び運営団体等に周知します。

4 大会等の運営の在り方

施策の方向性

- 全道規模の大会等の主催者に対し、参加資格が学校単位に限定されている場合や、参加要件により地域クラブ活動の参加に支障が生じている場合は、参加を認めるよう強く要請します。
- 大会等の主催者に対し、多様なニーズに応じた大会等の開催など、大会等の在り方の見直しについて要請します。

主な取組

○ 生徒の参加機会の確保

- 全道規模の大会等については、規程等の見直しが行われ、現在、地域クラブ活動の参加が認められている大会等がある一方で、規程等の見直しが検討段階の状況にある場合等もあり、地域クラブ活動が大会等に参加できない場合もあることから、参加資格が学校単位に限定されている場合は、大会等の主催者に対し、地域クラブ活動の参加を認めるよう強く要請します。

- 現在、地域クラブ活動の参加が認められている大会等においても、一部の競技で、参加要件の判別が困難であることや、参加を希望する生徒が在籍している学校の所在地や部活動の有無、部員の人数により参加が認められない規定があること、教員以外の引率者の資格要件のハードルが高いことなどがあり、地域クラブ活動の参加に支障が生じていることから、同様に、大会等に参加できるよう強く要請します。
- 北海道中学校体育連盟における全道大会の競技種目の見直しにより、令和9年度（2027年度）以降、競技団体に開催を委譲された競技について、競技団体が代替の大会等を開催する場合は、大会等の主催者に対し、地域クラブ活動の参加を認めるよう要請します。
- 生徒の大会等への参加促進に向けて、行政や地域におけるスポーツ・文化芸術団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、中学校体育連盟等の関係団体（以下「関係団体」という。）等による協議の場を設置します。

○ 大会等の多様な在り方

- 生徒や保護者、教員等の心身の負担が過重にならないよう配慮しつつ、生徒間の交流を目的とした大会や、競技性にとらわれず誰もが持続的にスポーツ・文化芸術活動を楽しむことに重点を置いた大会の開催など、大会等の主催者に対し、大会等の多様な在り方について検討するよう、要請します。

5 生徒・保護者等の関係者の理解促進

施策の方向性

- 部活動の地域展開を円滑に進めるためには、生徒や保護者等に対して、部活動を取り巻く現状・課題や、地域クラブ活動の実施体制・活動内容等について、理解を得ることが重要です。
- 部活動改革の理念や地域展開による効果等について、丁寧に周知を行い、地域や社会全体の機運醸成に努めます。

主な取組

○ 部活動の地域展開に係る広報・周知

- 部活動を取り巻く現状・課題や、地域クラブ活動の実施体制・活動内容、会費がサービスの対価という趣旨だけではなく、運営団体等の運営を担う一員として分担するものであるということなどについて、教職員や生徒及び保護者、地域住民等の理解を促進するため、ホームページやSNS等を活用した広報を行います。
- 部活動改革の理念や地域展開による効果等について、説明会やシンポジウムの開催等により、教職員や生徒及び保護者、地域住民等に周知を図ります。

6 生徒の安全確保のための体制整備

施策の方向性

- 地域クラブ活動においては、部活動と同様に、事故や暴力等の不適切行為やいじめの防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠です。
- 事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化に係る取扱いの周知に努めるとともに、生徒や指導者が十分な補償が受けられるよう保険の加入を促します。

主な取組

○ 事故や暴力等の不適切行為の防止

- 外傷・障害・事故の防止や性暴力を含む暴力・暴言・ハラスメント等やいじめ防止のための指導者向けの研修を実施します。
- 地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等を作成します。

○ 事故や暴力等の不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化

- 地域クラブ活動の運営団体等や事故等の場面に応じた法的な責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて、国において整理したものを市町村及び運営団体等に周知し、活用を促進します。

- 事故や不適切行為等が発生した場合の責任の所在を明確化するに当たり、市町村及び運営団体等に対し、地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入を促進します。

○ 生徒及び指導者の保険への加入

- 地域クラブ活動に参加する生徒及び指導者が個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」）に加入するよう、市町村及び運営団体等に対して促すことにより、生徒や指導者が十分な補償が受けられるよう取り組みます。

7 市町村の規模や進度を踏まえた取組の推進

施策の方向性

- 本道の小規模な市町村では、急激な少子化に伴い、部活動の存続が現実的に困難になってきており、地域展開の意識が高まっている場合が多くなっていますが、指導者人材や財源の確保が特に深刻な課題となっており、思うように地域展開が進んでいない状況が見受けられます。
- 一方で、人口の多い都市部の地域等においては、部活動に参加する生徒数の面で部活動の存続が可能な場合が多いこともあり、部活動改革の必要性や地域展開による効果等の認識が低く、地域展開が進んでいない場合も見受けられます。
- こうした規模に応じた各地域の実情や地域展開の進度を把握した上で、必要な支援を行います。

主な取組

○ 地域の実情に応じた提案や助言

- サポートチームは、毎年、各管内の市町村が参加する「管内地域展開推進協議会」を開催し、各市町村が情報交換することで連携を深めるとともに、各市町村の課題や地域展開の進捗状況等を個別に把握し、地域の実情に応じた提案や助言を行います。

○ 規模に応じた地域への支援

- 単独では地域展開が難しい小規模な市町村を支援するため、複数の市町村が合同で運営団体等となる団体等を整備する調整の場をサポートチームが主体的に設置し、支援します。その際には、地理的状况等を踏まえ、管内をまたいだ市町村間の連携も視野に入れて取り組みます。
- 人口が少ない地域においても、地元の民間企業等の協力を得て、従業員等のサポーターバンクへの登録等を呼びかけるとともに、大学等と連携し、サポーターバンクへの登録者の増加に向けた取組を推進します。
- 人口の多い都市部の地域等においては、合同部活動の実施や部活動指導員の適切な配置等による地域連携に取り組んでいる地域にあっても、今後、地域展開を進めていくために、部活動を取り巻く現状・課題や地域展開による効果等について、サポートチームが市町村に対し、地域での説明会や協議会の場で丁寧に説明する必要性を提案しながら、地域展開について普及・啓発を行います。

8 障がいのある生徒の活動機会の確保

施策の方向性

- 障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、前述の1から7までについて、障がいのある生徒も活動に参加することを想定して、それぞれの取組を進めることが大切です。
- 障がいのある生徒がそれぞれの希望に応じて安心して活動に参加できるよう、安全で多様な活動を展開していくことが大切です。

主な取組

○ 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供

- 障がいのある生徒が、部活動に参画する機会がないケースにおいても、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、生徒のニーズに応じた多種多様な体験や生徒の個性・得意分野等の尊重といった考え方を踏まえ、

新たなスポーツ・文化芸術活動の機会を提供できるよう、取り組むことが大切です。

○ **障がいのある生徒に対する指導者の質の保障**

- 指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うことができるよう、前述2で記載した研修会において、スポーツ庁が作成する障がいがある人へのスポーツ指導等の際に参考となるツール等を活用し、資質・能力の向上を図ります。

第4章 市町村の取組

地域展開に向けた主な課題と解決に向けた市町村の取組について、1から9まで示します。

なお、中山間地域や離島が多く、広域分散型の特性を持つ道内においては、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等も想定されることから、国・道がきめ細かなサポートをする必要があり、それでもなお地域展開が困難な場合には、当該市町村において、将来的な方向性や計画等の検討を進めながら、当面、拠点校方式による合同部活動や部活動指導員・外部指導者の配置等の部活動の地域連携を実施することにより、生徒の活動環境を確保することも考えられます。

1 地域クラブ活動を担う運営団体等の体制整備等

施策の方向性

- 関係団体等と適切に役割分担して運営団体等を構築していくことが重要です。そのためには、市町村教育委員会、スポーツ・文化担当部署等の首長部局、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、検討を進める必要があります。
- これまでも、多くの市町村が協議会等を設置して取り組んできましたが、『地域の理解が整わない』、『地域クラブ活動運営の財源の見込みが立たず、具体的な検討まで進むことができない』などの理由により、取組が足踏みしている状況が見られることから、今後は、協議会等を形骸化することなく、実質的な協議を行う場として運営し、実際に地域展開を進めていく必要があります。
- 地域展開を進めていく上では、ニーズの把握や協議会等における協議と並行して、ロードマップを作成し、地域との合意形成を図った上で取り組むことが重要です。
- 運営団体等は、当事者である生徒等の意見や希望に添った活動の機会を提供するとともに、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障していくため、学校との連携が重要です。

主な取組

○ 協議会等の設置等による合意形成

- 今後は、協議会等を設置するだけでなく、地域展開が実現するまでの間、継続的に協議を重ね、実質的に機能させる必要があり、小規模な市町村等においては、近隣の市町村と連携し、協議会等を設置することも想定されます。
- 地域展開を進めていく上では、協議会等における協議と並行して、地域のニーズ把握や地域説明会、市町村教育委員会や首長部局のスポーツ・文化担当部局や財政部局等との協議等を行うとともに、ロードマップを作成し、地域との合意形成を図った上で取組を進めることが重要です（資料1-①【部活動の地域展開のフロー図（例）】・資料1-②【部活動の地域展開ロードマップ（例）】）。
- 休日における地域展開に向けて、市町村及び中学校等は、生徒数や教職員数を踏まえた適正な数の部活動とした上で検討することや、部活動では対応できない多種多様な体験を得ることができるよう、生徒のニーズを把握し、地域展開する活動内容等を検討することが重要です。
- ニーズの把握に当たっては、部活動に入っていない生徒や、今後、中学生となる児童を含め、各学校の児童・生徒・保護者への聞き取りやアンケート調査などが有効です。
また、現在、部活動にはない種目等や、レクリエーション志向の活動などのニーズについても把握し、検討に生かすことも考えられます。

○ 運営団体等の決定

- 市町村や協議会等は、関係団体等と適切に役割を分担し、地域の実情を踏まえた関係団体の再構築・一元化を進めるなどして、運営団体等を構築することが考えられます。
- 運営が軌道に乗るまでは、市町村がサポートするほか、市町村自身が運営団体等となることも考えられます。
- 単独の運営団体等では地域全体の運営を担うことが困難な場合には、複数の運営団体等が連携し、業務を行うことも有効です。

- 決定の際には、市町村、運営団体等、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化する必要があります。

○ 運営団体等へのサポート・学校との連携

- 国が示した要件等に基づき、部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動を「認定地域クラブ活動」として認定する認定制度を早急に整備する必要があります（資料2【地域クラブ活動に関する認定制度】）。
- 学校と地域クラブが円滑に連携し活動できるよう、行政、学校、関係団体等の情報共有・連絡調整を行うコーディネーターを配置した上で、活動方針の共有や学校施設の活用、指導を希望する教職員の兼職兼業等のための連絡調整、コミュニケーションアプリ等のICTの活用による運営業務の効率化など、運営団体等に対し、支援する必要があります。
- 運営団体等の財政基盤を整備するため、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用など、多様な財源の確保についての検討も考えられます。
- 運営団体等の取組状況を適宜把握して、必要に応じて指導助言を行うことが大切です。

【参考事例】

● 関係団体の再構築・一元化による運営団体等の決定

- ・ ○○市 関係団体を一元化した団体を設立した取組

・

(⇒事例集1頁 No.1) ※ 2～3例

・

2 指導者等の質の保障・量の確保

施策の方向性

- 指導者の確保に向けてスポーツ団体や文化芸術団体の指導者、社会人等の競技経験者など、地域の人材を発掘し、活用することが重要です。
- 専門的な指導を行う人材だけでなく、サポート人材を募集し、地域全体で活動を支援することも重要です。
- 指導を希望する教職員を活用する場合は、営利企業への従事等の制限の許可を含む兼職兼業が事実上の強制にならないよう配慮した上で、適切に実施する必要があります。
- 休日の部活動を地域展開する場合には、平日の部活動と休日の地域クラブ活動における一貫した指導が必要です。
- 地理的要因や指導者不足といった地域事情に関わらず、地域クラブ活動を円滑に実施できるよう、ICTの効果的な活用も有効です。

主な取組

○ 多様な人材の発掘及び適切な資質・能力の保障

- 地域の企業や大学、企業・クラブチーム、人材派遣会社、近隣市町村等と連携の上、以下のような地域の人材を発掘し、活用していくことが重要です。

〔スポーツ〕

総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・競技団体・民間スポーツクラブの指導者、アスリート人材、スポーツ推進委員、武道関係者

〔文化〕

アマチュアでの文化芸術活動者、アーティスト、民間の文化芸術関係の指導者

〔共通〕

大学生、退職教職員、教職員（兼職兼業）、保健体育・美術・音楽などクラブ活動と関係する教科の教員免許所持者、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）

- 地域クラブ活動の指導者等が適切な資質・能力を身に付けるため、研修を実施し、専門性の向上を図ることが重要です。
- **サポート人材（P.12 参照）の協力**
 - サポート人材など、幅広い人材から協力を得るとともに、それらの人材が学び続けることができる仕組みづくりを検討していく必要があります。
 - サポート人材が指導する際の支援として、デジタル技術を活用した遠隔による専門的な指導や、対面とデジタルを最適に組み合わせた指導を行うなどの取組も考えられます。
- **人材登録制度等の活用**
 - 地域で人材発掘が困難な場合は、道教委のサポーターバンクや公益財団法人日本スポーツ協会（J S P O）の公認スポーツ指導者等のマッチングサイトを活用することも考えられます。
 - 指導者を任用する際には、性犯罪から生徒を守るため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）に基づく措置等を行う必要があります。
- **教職員の兼職兼業**
 - 国や道教委の通知等を参考に、兼職兼業の許可に関する規程等を整備・周知するとともに、学校と連携して所管する学校の教職員の希望の有無を適切に把握し、兼職兼業が事実上の強制とならないよう配慮した上で、勤務校等における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含めて検討し、適切に実施する必要があります（資料 3 【公立学校の教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業概要】）。
- **地域クラブと学校の連携による指導の質の保障**
 - 地域クラブと学校による活動方針等の共有、指導者間での定期的な情報共有、合同研修会の開催など、密接な連携が大切です。

【参考事例】

● 適切な資質・能力の保障

- ・ ○○町 指導者の資質向上に向け合同研修会を開催した取組
- ・
- ・ (⇒事例集○頁 No.○) ※ 2～3例
- ・

3 活動場所の確保

施策の方向性

- 地域クラブ活動の増加に伴い、多様な活動が地域クラブ活動として広がっていく状況に対応するため、学校施設の更なる利用の促進が必要です。
- 学校教育に支障のない限り、学校施設を地域クラブ活動において優先して活用できるようにしていくことが極めて重要であり、活動場所の効率的な管理運営が大切となります。

主な取組

○ 活動場所等の確保

- 生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障がない限り、地域の中学校をはじめとした学校施設を地域クラブ活動において優先して活用できるよう、市町村から認定を受けた地域クラブ活動の優先利用や、使用料の減免等や学校備品等の活用に関する規程を整備する必要があります。
- スポーツ・文化施設や社会教育施設、地域の団体や民間事業者等が保有する施設の活用も検討していく必要があります。

○ 活動場所の管理運営の効率化

- ICTの活用による予約システムと連動したスマートロックの導入など、学校施設をはじめとした活動場所の管理運営の効率化に向けて取り組むことが大切です。

【参考事例】

● 活動場所におけるICTの効果的な活用

- ・ ○○市 スマート予約システムを導入した取組

・

(⇒事例集○頁 No.○)

※ 2～3例

・

4 活動場所への移動手段の確保

施策の方向性

- 地域クラブ活動を実施するに当たり、活動場所が近隣の施設以外となる場合や、複数の地域が一体となって実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要となります。
- 活動場所への生徒の移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保と一体的に検討する必要があります。

主な取組

○ 既存の送迎車両の有効活用

- 活動場所への生徒の移動手段として、スクールバスやスポーツ団体等が所有するマイクロバスなど、既存の送迎車両を有効活用することが効果的です。

○ 多様な分野の関係部局の連携・協働

- 多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保と一体的に検討するとともに、活動時間に合わせた地域公共交通の運行ダイヤの見直し、病院や介護施設等への送迎車両への混乗等について、市町村教育委員会と交通や介護・福祉、医療等の多様な分野の関係部局のほか、公共交通事業者や民間企業等が連携・協働し、多角的に検討していく必要があります。

【参考事例】

● 既存の送迎車両の活用

- ・ ○○町 スクールバスの運行により生徒の移動手段を確保した取組

・

(⇒事例集○頁 No.○) ※ 2～3例

・

5 大会等の運営の在り方

施策の方向性

- 市町村規模の大会等の主催者に対し、参加資格が学校単位に限定されている場合や、参加要件により地域クラブ活動の参加に支障が生じている場合は、参加を認めるよう要請することが重要です。
- 大会等の主催者に対し、多様なニーズに応じた大会等の開催など、大会等の在り方の見直しについて要請することが重要です。

主な取組

○ 生徒の参加機会の確保

- 市町村規模の大会等については、地域クラブ活動が大会等に参加できない場合もあることから、参加資格が学校単位に限定されている場合は、大会等の主催者に対し、地域クラブ活動の参加を認めるよう要請することが重要です。
- 現在、地域クラブ活動の参加が認められている大会等においても、一部の競技で、参加要件の判別が困難であることや、参加を希望する生徒が在籍している学校の所在地や部活動の有無、部員の人数により参加が認められない規定があること、教員以外の引率者の資格要件のハードルが高いことなどがあり、地域クラブ活動の参加に支障が生じていることから、同様に、大会等に参加できるよう要請することが重要です。

○ 大会等の多様な在り方

- 生徒や保護者、教員等の心身の負担が過重にならないよう配慮しつつ、生徒間の交流を目的とした大会や、競技性にとらわれず誰もが持続的にスポ

ーツ・文化芸術活動を楽しむことに重点を置いた大会の開催など、大会等の主催者に対し、大会等の多様な在り方について検討するよう、要請することも重要です。

【参考事例】

● 大会等の多様な在り方

- ・ ○○市 生徒の交流を目的とした独自のスポーツ大会を開催した取組
(⇒事例集○頁 No.○)

6 生徒・保護者等の関係者の理解促進

施策の方向性

- 部活動の地域展開を円滑に進めるためには、生徒や保護者等に対して、部活動を取り巻く現状・課題や、部活動改革の理念、地域展開による効果、地域クラブ活動の実施体制・活動内容等について、丁寧に周知し、理解を得ることが重要です。
- 市町村や運営団体等は、当事者である生徒等の意見・希望を的確に把握し、生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に参加できるよう、生徒や保護者等に対して、地域クラブ活動の実施状況等に係るきめ細やかな情報提供を行うことも重要です。

主な取組

○ 部活動の地域展開に係る周知

- 部活動を取り巻く現状・課題や、部活動改革の理念、地域展開による効果、地域クラブ活動の実施体制・活動内容、会費がサービスの対価という趣旨だけではなく、運営団体等の運営を担う一員として分担するものであるということなどについて、教職員や生徒及び保護者、地域住民等の理解を促進するため、ホームページやSNS等を活用して周知を図る必要があります。

○ 生徒のニーズに応じた情報提供

- 地域クラブ活動への参加促進のため、小学校高学年時の体験会や中学校入学時の説明会等の機会を活用するとともに、通信アプリ等により地域クラブ活動の実施状況等を情報発信するなど、生徒や保護者等に対し、学校と連携したきめ細やかな情報提供を行うことが重要です。

【参考事例】

● 効果的な周知・広報

- ・ ○○村 ホームページで村の実情に応じた部活動改革を説明した取組
- ・
(⇒事例集○頁 No.○) ※ 2～3例

7 生徒の安全確保のための体制整備

施策の方向性

- 地域クラブ活動においては、学校部活動と同様に、事故や暴力等の不適切行為やいじめの防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠です。
- 市町村や運営団体等は、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化する必要があるとともに、生徒や指導者が十分な補償が受けられるよう、保険への加入が重要です。

主な取組

○ 事故や暴力等の不適切行為の防止

- 外傷・障害・事故の防止や性暴力を含む暴力・暴言・ハラスメント等やいじめ防止のため、指導者向けの研修を実施する必要があります。
- 公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用を図るほか、相談を受け付け対応する仕組みの構築を検討する必要があります。

○ 事故や暴力等の不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化

- 国が整理した、地域クラブ活動の運営団体等や事故等の場面に応じた法的

な責任主体及び賠償制度・保険の取扱いを活用し、市町村、運営団体等、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化する必要があります。

- 事故や不適切行為等が発生した場合の責任の所在を明確化するため、運営団体等に対し、賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入を促すことが重要です。

○ 生徒及び指導者の保険への加入

- 地域クラブ活動に参加する生徒や指導者が十分な補償が受けられるよう、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」）への加入を積極的に促すことが重要です。

【参考事例】

● 責任の所在の明確化

- ・ ○○市 運営団体等の応募要件に安全管理・保険加入等を明記した取組
- ・
- ・ (⇒事例集○頁 No.○) ※ 2～3例
- ・

8 障がいのある生徒の活動機会の確保

施策の方向性

- 障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、前述の1から7までについて、障がいのある生徒も活動に参加することを想定して、それぞれの取組を進めることが大切です。
- 障がいのある生徒がそれぞれの希望に応じて安心して活動に参加できるよう、安全で多様な活動を展開していくことが大切です。

主な取組

○ 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供

- 障がいのある生徒も参加できる多種多様な活動を展開していくため、障が

いの特性に応じた配慮や工夫を行うことができる指導者の育成や、生徒のニーズに合わせた活動機会の提供など、環境の整備を進めていくことが大切です。

○ 障がいのある生徒に対する指導者の質の保障

- 指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うことができるよう、スポーツ庁が作成する障がいがある人へのスポーツ指導等の際に参考となるツール等を活用した研修を実施するなど、資質・能力の向上を図ることが大切です。

【参考事例】

● 生徒のニーズに合わせた活動機会の提供

- ・ ○○市 コミュニティ活動に特別支援学級の生徒も参加した取組
- ・
- ・ (⇒事例集○頁 No.○) ※ 2～3例

9 費用負担の軽減

施策の方向性

- 安定的かつ継続的に地域展開の取組を進めるためには、受益者負担と公的負担のバランスなど、費用負担の在り方を検討する必要があります。
- 受益者負担については、国の水準に基づき、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯への支援措置を検討する必要があります。
- 寄附等の活用や民間企業との連携など、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせていくことも重要です。

主な取組

○ 受益者負担の在り方

- 地域クラブ活動に参加する場合の費用が、受益者である保護者にとって大きな負担となると、生徒が地域クラブ活動に参加することの妨げとなるお

それがあるため、国の受益者負担の水準に基づき、市町村から認定を受けた地域クラブ活動に対する使用料の減免等や学校備品等の活用に関する規程を整備するほか、活動場所への生徒の移動手段を確保するなど、支援を行うことが必要です（資料4【受益者負担の目安】）。

- 市町村や運営団体等が地域クラブ活動の会費を設定する際は、生徒や保護者等に対し、サービスの対価という趣旨だけではなく、地域で活動するスポーツ・文化芸術団体の運営を担う一員として分担するものであるという意識を醸成していくことが大切である一方で、家庭の経済格差が子どもたちの体験格差につながらないように、経済的に困窮する世帯への支援措置を検討する必要があります。

○ 新たな財源の確保

- 市町村や運営団体等においては、地元の民間企業等の連携により、施設の利用や設備・用具・楽器の寄附・貸与など、支援を受けられる体制を整備するとともに、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用など、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等を有効に組み合わせていくことも重要です。

【参考事例】

● 企業版ふるさと納税の効果的な活用

- ・ ○○町 企業版ふるさと納税により運営団体等の財源を確保した取組
 - ・
 - ・
- (⇒事例集○頁 No.○) ※ 2～3例

部活動の地域展開に係る取組事例集

※ 現在作成中（サンプル2例を掲載）

北海道北見市 認定クラブ制度による地域クラブの活動支援 ～安全・安心で持続的な地域クラブの実現へ～

基本情報

人口	110,458人
公立中学校数 (うち義務教育学校数)	14校 (1校)
公立中学校生徒数	2,570人
部活動数	97部活

北海道北見市では、部活動改革後の新たな地域スポーツ・文化活動として、地域のスポーツ団体等を認定する仕組みを設けました。「北見市地域クラブ活動」として認定された団体には、各種大会等への参加費の補助をはじめとした支援を行うとともに、地域クラブ活動におけるガバナンスを効かせるため、指導者研修の仕組みを設けるなど、安全・安心で持続的な地域クラブ活動の実現に取り組んでいます。

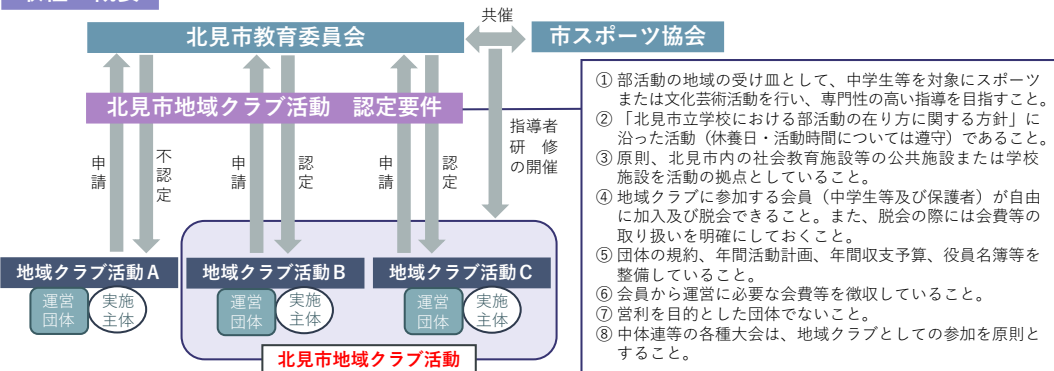
課題

- 安全で安心な地域クラブ活動の運営、中体連等の大会参加、公平な支援を実現するために、一定の基準を設ける必要
- 行政による財政的支援や、学校施設等の無償貸出等を行うに当たっては、支援の対象となる団体の適正性・継続性を確認する必要

地域クラブの認定制度

認定クラブへの支援制度

取組の概要



認定クラブへの支援

- 大会参加費補助**
 - ・認定地域クラブが大会に参加する際の参加費や交通費等を補助
 - ・参加者10人に対し、原則1人の引率者の交通費等を補助
 - ※参加者10人以下でも1人は補助(11人以上の場合は2人まで)
- 就学援助世帯支援**
 - ・就学援助世帯を対象に、認定地域クラブの活動に必要な会費・用具購入費等のクラブ活動費を支給(上限:30,150円)
- 地域クラブ活動広報**
 - ・認定地域クラブ活動を北見市ホームページや広報紙「部活動の地域展開NEWS」等で紹介
 - ・各校への会員募集、体験会参加者募集等のチラシ配布に対する支援

成果

- 認定地域クラブとして、バレーボール、剣道、サッカーなどのクラブが活動を開始(令和7年9月時点でスポーツ20団体、文化関係1団体の計21団体を認定)
- 部活動種目にはないトランポリン、ラグビーなどの新たな選択肢が増加
- 認定地域クラブ活動に関する情報を市のホームページの他、広報紙等でも発信 → 部活動改革に対する市民の関心が向上

2 指導者等の質の保障・量の確保

北海道蘭越町 地域連携協定を活用した大学の協力による指導体制の構築～ICTを活用した質の高い指導の実現～

基本情報

人口	4,493人
公立中学校数 (うち義務教育学校数)	1校 (0校)
公立中学校生徒数	95人
部活動数	7部活

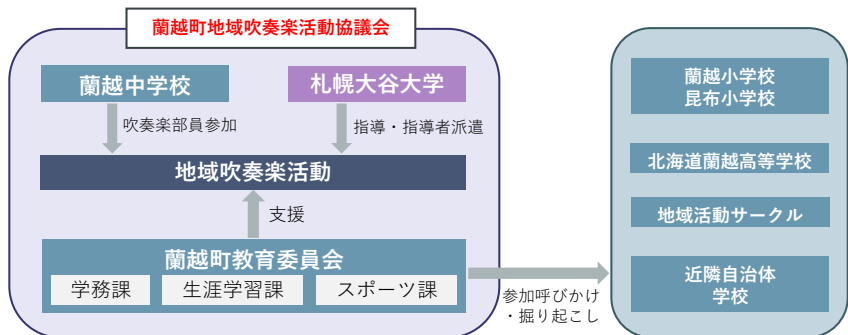
北海道蘭越町では、札幌大谷大学と地域連携協定を締結しており、その一環として、同大の音楽学科の学生、教授などから、ICTを通じて質の高い演奏指導や楽器の奏法についての指導を受けています。地方の小さな学校で限られた人材・資源の中、子供たちが吹奏楽を楽しめる環境を整備することで、子供たちの充実した活動を保障し、地方に住むことの不利益を払拭し、多くの人からの評価を得る経験を積む機会づくりに取り組んでいます。

課題

- 部活動を行う生徒が減少し、十分な活動ができないほか、地域にも十分な指導者がいない。また、地域の小学校及び高等学校にも吹奏楽部が存在しない。部員が少ないことから、パート(楽器)ごとの技術、奏法の指導が上級生から下級生に行うことができず、顧問や指導員が苦慮している。

地域連携協定を結んでいる大学の協力による質の高い指導

取組の概要



活動概要

実施種目	吹奏楽
運営団体名	蘭越町地域吹奏楽活動協議会
活動場所	蘭越中学校
参加者	中学生14名、社会人5名
活動日・活動時間	土曜日等 3時間
指導者	提携大学教授・学生、町の楽団員

成果

- 専門的な人材から指導を受けることができ、上達することの喜びや音楽の楽しさを、中学生のみならず地域全体で共有することができた。
- 子供たちはもちろん、保護者や教員、地域住民が吹奏楽部に着目し、演奏の上達やイベント参加などを通して、子供たちの音楽活動の自信になった。
- 活動をきっかけとして、地域の吹奏楽愛好家の掘り起こしも行うことができ、子供たちへの指導や、大人とのふれあいの場をつくることできた。

部活動の地域展開のフロー図（例）

フェーズ 1

調査段階

情報収集

- 先進地視察
- シンポジウム参加
- 先行事例の把握

専門組織
の立ち上げ

- 専門部署や専任職員
の配置

地域の
現状把握

- 人口統計の把握
- 地域特性の分析

学校部活動
の現状把握

- 種目設定・加入者
数の確認

ニーズの把握

- アンケートの実施
（生徒・保護者・
地域住民向け）

指導者人材
の現状把握

- クラブ指導者とな
りうる人材の把握

ｽﾎｰｯ・文化
芸術環境の
現状把握

- 活動場所となりう
る施設等の把握

フェーズ 2

検討段階

協議会の設置

- 要綱等の作成
- 委員の選定
- 議題設定

方向性の決定

- 部活動の存廃、ク
ラブ活動の実施体
制や目標の決定

課題の整理

- 現状と不足するリ
ソース等の精査

具体的取組
の決定

- 必要となる取組の
洗い出し
- 課題解決策の検討

スケジュール
の決定

- 推進計画の策定
- ロードマップ作成

首長部局
との連携

- 役割分担の共有
- 情報共有

理解促進

- （地域住民・関係団体 等）
- ホームページ・SNS
による周知
- 説明会開催

フェーズ 3

準備段階

地域クラブ認
定制度の整備

- 制度設計・運用

運営団体・実
施主体の決定

- 総合型地域 S C ・
少年団 等

運営財源
の確保

- 会費・寄附入・
補助金等の活用

活動内容の
決定

- 活動種目
- 活動スケジュール

活動場所
の確保

- 学校・公共施設・
民間施設の確保

指導者の確保

- 指導希望教員の確
認
- 地域人材の発掘

規程の整備

- 兼職兼業
- 学校施設等の利用

コーディネーターの
配置

- 学校と地域クラブ
間の調整

会費の設定

- 月額会費
- 保険料
- 困窮世帯支援

移動手段
の確保

- スクールバス活用
- 既存車両（福祉・
医療等）への混乗

マニュアル
の作成

- クラブ運営・指導
方法・危機管理

合意形成

（地域住民・関係団体 等）

- 説明会開催
- 関係団体への訪問

フェーズ 4

実施段階

参加者の募集

- （学校・地域住民 等）
- 募集案内作成
- 入学説明会等での
PR

指導者の任用

- 任用手続き
- 研修の実施

保険加入

- 賠償責任保険
- スポーツ安全保険
（指導者・参加者）

クラブ活動
の実施

- 進捗管理
- 助言・支援

学校との
情報共有

- 活動方針・指導実
績等の共有

情報発信

- 活動状況や参加費
用等の広報
- 体験会の開催

評価・
課題整理

- 関係者ヒアリング
- 成果のとりまとめ

フェーズ 5

発展段階

活動の拡充

- 競技種目の拡大
- 多世代に渡る活動

運営の効率化

- 管理ツールの導入
- セキュリティ強化

障がいのある
生徒の参画

- 障がいに応じた工
夫や種目設定

参加者の拡大

- 広報強化
- 近隣市町村からの
参加者受入

新たな運営
財源の獲得

- ふるさと納税
- 企業協賛

指導の充実

- ICTの活用
- 休日・平日の一貫
指導の実施
- 資格取得の促進

大会等の在り
方見直し要請

- 主催者への要請活
動

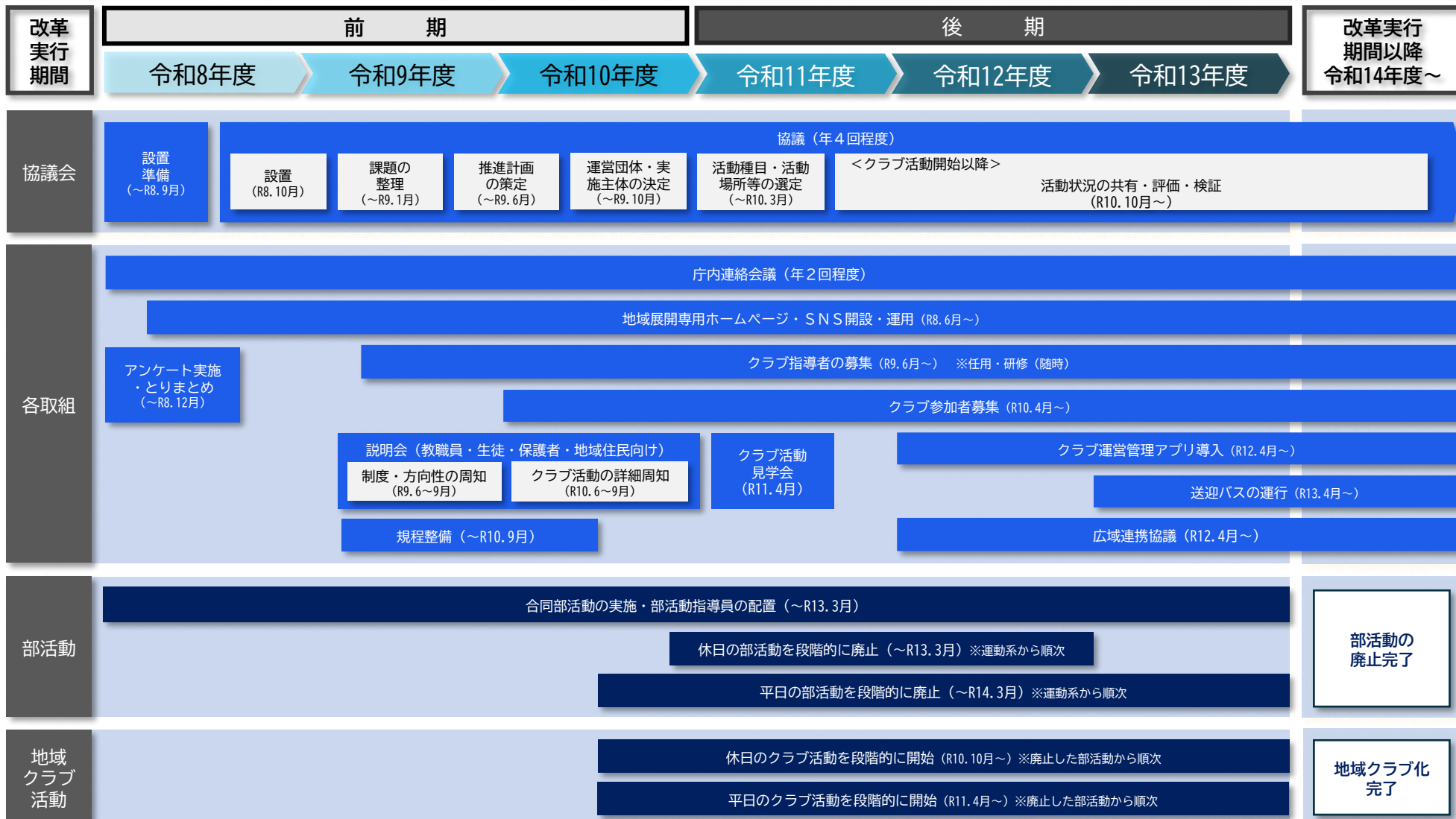
部活動の地域展開ロードマップ【市町村名】（例）

<現学校部活動数>

6部

<最終目標>

令和13年度末までに休日・平日ともに全ての部活動を廃止するとともに、令和14年移行は地域クラブ活動のみを実施する



資料2 地域クラブ活動に関する認定制度

資料3 公立学校の教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業概要

資料4 受益者負担の目安

※ 資料2～4は、現在作成中

北海道部活動の地域展開に関する推進計画(素案)

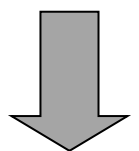
説明要旨

- 「第1章 道内の現状及び成果と課題」についてでございますが、
「1 現状」として、中学生世代の人口減少に伴い、
部活動の維持が一層困難になっていること、
「2 成果と課題」として、運営団体・実施主体の整備や
指導者の確保などについてそれぞれ記載しております。

- 「第2章 計画の改定について」でございますが、
「1 国の動向」として、本年5月公表の
有識者会議最終とりまとめや
国のガイドラインの改訂について記載しております。

- 次に、「2 名称変更」として、
部活動をより広く地域に開き、地域全体で支えることにより、
新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動に
転換していくという考え方をよりの確に表すために、
「地域移行」から「地域展開」に名称変更することを記載しております。

- 次に、「3 改定の趣旨・計画の位置付け」として、
国の部活動改革の理念等を踏まえ、
令和8年度以降の地域展開の方向性を示すもの
であることを記載しております。



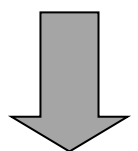
- 次に、「4 部活動改革の理念」として、
「将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること」など、
3つの理念を記載しております。

- 次に、「5 目標」として、
地域展開の着実な推進を目指し、
「原則、計画期間内に休日の全ての部活動において
地域展開の実現を目指すこと」を記載しております。

- 次に、「6 計画期間」として、
令和8年度から10年度までの前期3年間、
令和11年度から13年度までの後期3年間の
計6年間とすることを記載しております。

- 次に、「7 推進体制」として、
教育局のサポートチームが、
市町村の取組状況や課題等を把握した上で、
地域の実情に応じた提案や助言を行い、
本計画に基づく施策を推進することを記載しております。

- 「第3章 道教委の取組」についてでございますが、
「地域クラブ活動を担う運営団体等の体制整備等」など
8項目について「施策の方向性」と「主な取組」を整理し、
それぞれ記載しております。



- 「第4章 市町村の取組」についてでございますが、第3章と同様に、それぞれ「施策の方向性」と「主な取組」を整理し、道教委の取組と重複する項目については、それぞれの役割分担を明確にし、記載しております。

- また、市町村において、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合は、将来的な方向性や計画等の検討を進めながら、当面は、拠点校方式による合同部活動などによる部活動の地域連携の実施も考える旨を記載しております。

- 今後、パブリックコメントによる広く道民の皆様からのご意見や、有識者会議でのご意見などを踏まえながら、案として決定する予定でございます。

(以上)

教 部 第 92 号
令和 7 年(2025 年) 8 月 29 日

札幌市を除く各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課長 山 内 尚 史

北海道部活動の地域展開に関する推進計画の骨子について（通知）

道教委では、令和 5 年（2023 年）3 月に、国が「改革推進期間」と位置付けている令和 5 年度（2023 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 3 年間を計画期間とする「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を策定し、中学校の休日における部活動の地域移行の取組を進めておりますが、計画期間が本年度で終了することから、現在、国の有識者会議における議論や本年度中に改訂される国のガイドラインを踏まえ、必要な改定を検討しており、このたび「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」の骨子（以下「骨子」という。）を別添のとおり作成しました。

今後、骨子に記載の「今後のスケジュール」に基づき検討を進めていくこととしておりますので、趣旨等を御理解いただくとともに、市町村長や関係する首長部局にも共有いただき、必要に応じて別添説明要旨を御活用いただくようお願いします。

学校教育局部活動改革推進課部活動改革推進係
〒060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
電 話 011-206-6067（直通）

北海道部活動の地域展開に関する推進計画の改定 骨子

1 改定の趣旨

- 現行の「北海道部活動の地域移行に関する推進計画(令和5年3月策定、令和5～7年度)」が終了
- 国の有識者会議における議論や令和7年度中に改定される「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下「国のガイドライン」という。)を踏まえ、必要な改定を行うもの。

2 計画の位置付け

- 国のガイドラインに係る学校部活動改革の理念や基本的な考え方に基づき、本道における令和8年度以降の部活動の地域展開を推進するための方向性を示すもの。

部活動改革の理念

- ✓ 急激な少子化が進む中、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- ✓ 子どもたちが等しく多様な学びと体験に触れられ、心の居場所ともなる環境を整備することが何よりも重要
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会を保障

3 これまでの取組の成果と課題

- 国の実証事業等を通じて、市町村による取組が着実に進捗しているものの、改革途上にある市町村も多く、より一層の改革を進めることが必要

【市町村の取組状況】 *R6.12現在:178市町村(札幌市を除く)

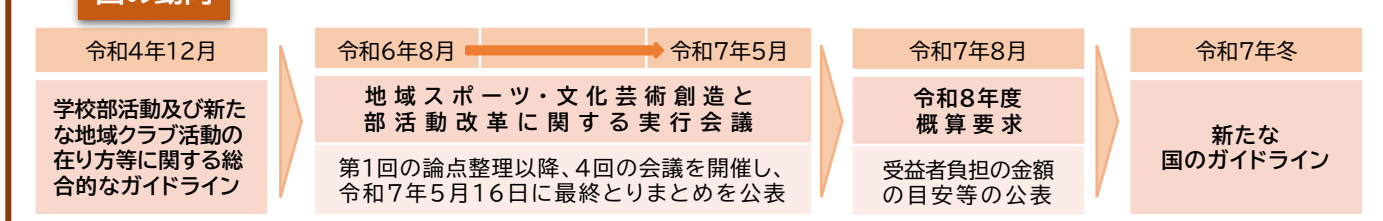
取組状況	市町村数	実施割合
教育委員会、関係団体、学校、保護者等で構成する協議会を設置	152	85.4%
学校・保護者・地域住民に対する説明会を実施	139	78.1%
休日に地域クラブ活動を実施	80	44.9%

【課題】

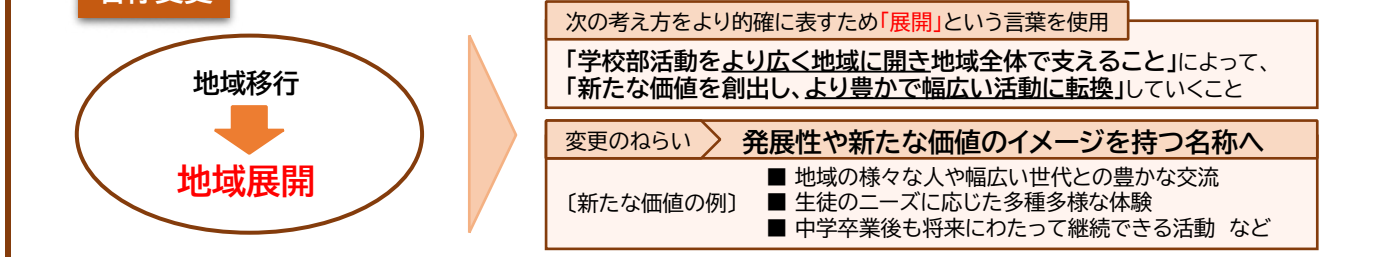
- 地域クラブ活動実施主体の設立・運営に係る財源の継続的な支援が必要
- 人口減少や高齢化により、指導者の確保が困難
- 中学校と活動拠点の距離等の問題から生徒の移動手段確保が困難
- 小規模な自治体では、複数市町村の連携による実施が必要

4 今後の方向性

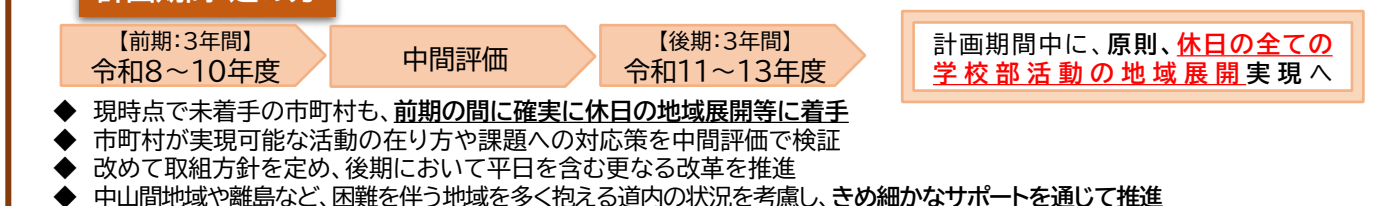
国の動向



名称変更



計画期間・進め方



現 計 画

【はじめに】

- 部活動の意義
- 北海道における部活動を取り巻く状況
- 道民意識調査
- 部活動の地域移行に関するアンケート調査
- 部活動の地域移行の目的
- 計画の位置付けと推進体制等

【第1章 国の動向】

【第2章 北海道における方向性】

【第3章 道教委の取組とスケジュール】

- 1 道教委の取組
- 2 道教委のスケジュール

【第4章 市町村の取組とイメージ】

- 1 市町村の取組
- 2 市町村の実施イメージ

新 計 画

- 国の有識者会議における最終とりまとめを踏まえるとともに、関係団体等の意見を参考としながら、必要な改定内容を検討

【検討の観点】

- ・ 取組が進まない地域への支援方策
- ・ 人口の多寡や本道の広域性など、地域の特性に応じた取組

今後のスケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画進捗			● 骨子決定			● 素案決定	● パブコメ実施	● 案決定		● 教育委員会付議 決定
議会報告			● 文教委員会報告			● 文教委員会報告			● 文教委員会報告	
会議体	● 第1回本部会議 ^{※1}	● 第1回関係者会議 ^{※2}			● 第2回本部会議	● 第2回関係者会議		● 第3回本部会議	● 第3回関係者会議	

※1 本部会議 … 部活動の地域移行を含む部活動改革の実現に向けた取組状況の検証及び取組の改善について議論（構成員：道教委職員）

※2 関係者会議 … 推進計画等に沿った取組の現状や実証事業の実施状況等について意見交換（構成員：学識経験者・関係団体代表者）

地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

□ 地域全体での連携体制の整備

- ・ 地方公共団体と関係団体等との連携・協働
- ・ コーディネーターの配置
- ・ 学校との連携等

□ 組織体制・財政基盤の整備

- ・ 活動の維持・運営に必要な適切な額の会費の設定
- ・ 協賛企業の獲得やふるさと納税の活用など多様な財源の確保等

指導者等の質の保障・量の確保

□ 多様な人材の発掘・マッチング・配置

- ・ 「ほっかいどう部活動地域クラブ活動サポーターバンク」の運用
- ・ 指導補助や見守りなど活動をサポートする幅広い人材の確保等

□ 適切な資質・能力の保障、人材育成

- ・ 指導の在り方や保護者対応等についての研修など各種研修の実施
- ・ 指導の手引き作成等

活動場所の確保

□ 生徒の活動場所等の十分な確保

- ・ 地域クラブ活動の優先利用・使用料の減免等に関する規程の整備
- ・ 学校備品等の活用に関する規程の整備等

□ 活動場所の管理運営の効率化等

- ・ ICTの活用による予約システムの構築
- ・ 鍵の受け渡しの負担軽減のためのスマートロック導入等（休日に教職員が出勤しなくてよい仕組みの構築等）

活動場所への移動手段の確保

□ 既存車両の有効活用

- ・ スクールバスやスポーツ団体のマイクロバスの活用等

□ 地域公共交通との連携

- ・ 地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施
- ・ 公共ライドシェアの活用等

大会やコンクールの運営の在り方

□ 生徒の大会等の参加機会の確保

- ・ 地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し
- ・ 行政や関係団体等による協議の場の設定等

□ 大会の運営及び引率等の体制整備

- ・ 大会運営への地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進
- ・ 持続可能で効率的な大会運営の在り方検討等

生徒・保護者等の関係者の理解促進

□ 生徒・保護者等に対するきめ細やかな情報提供

- ・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携したきめ細やかな情報提供
- ・ 説明会・シンポジウム、体験会等の開催等

生徒の安全確保のための体制整備

□ 事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止

- ・ 指導者等への研修の推進
- ・ 地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引きの作成等

障がいのある生徒の活動機会の確保

□ 多様な地域の関係者の参画

- ・ 障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会等の関係者の参画等

□ 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供

- ・ 学校の部活動に参画する機会がない生徒に対する多種多様な体験機会の提供等

北海道部活動の地域展開に関する推進計画 骨子

説明要旨

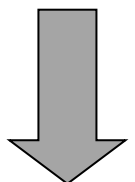
- 「1 改定の趣旨」についてでございますが、
現行の「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」は
令和5年度から7年度までの3年間を計画期間としておりまして、

本年度で終了しますことから、国の有識者会議における議論や
令和7年度中に改定される国のガイドラインを踏まえまして、
必要な改定を行うものであります。

- 「2 計画の位置付け」についてでございますが、
学校部活動改革の理念や基本的な考え方のもと、
本道における令和8年度以降の部活動の地域展開を
推進するための方向性を示すものでございます。

- 「3 これまでの取組の成果と課題」についてでございますが、
本道においては、国の実証事業等を通じて、
市町村による取組は着実に進捗しておりますが、

財源や指導者の確保のほか、
小規模自治体における複数市町村の連携などの課題があり、
より一層の改革を進める必要があると考えております。



- 「4 今後の方向性」についてでございますが、
国の有識者会議における最終とりまとめを踏まえまして、
まず、名称につきましては、

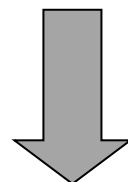
これまでの部活動の「地域移行」を「地域展開」と変更し、
「部活動をより広く地域に開き地域全体で支えること」により、
「新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動に転換」していく
という考え方をよりの的確に表すこととしております。

また、計画期間や進め方については、
国の計画期間に合わせ、令和8～10年度を前期3年間、
さらに前期終了後には、取組の中間評価を行い、

令和11～13年度を後期3年間とし、
計画期間中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を
推進していくこととしております。

- 「5 改定イメージ」についてでございますが、
国の有識者会議における最終とりまとめを踏まえますとともに、

当課が実施している市町村の取組状況調査などにより
現状を把握・分析しますほか、関係団体等の意見を参考としながら、
必要な改定内容を検討したいと考えております。



なお、今後のスケジュールにつきましては、有識者会議などの意見を踏まえながら、11月に素案を決定する予定でございます。

- 「6 検討が必要な主な項目」についてでございますが、国の有識者会議における最終とりまとめから検討を要する主なものを抜粋して、掲載しております。

- 以上、これらの項目を踏まえ、計画の内容につきましては今後検討してまいります。

(以上)